

**前回検討会（第3回熱中症対策推進検討会）等の  
熱中症特別警戒情報等に関する概要**

## 1. 前回検討会（第3回熱中症対策推進検討会）において賛同が得られた事項

- 今後の検討の進め方（案）（資料2-1）等について事務局から説明し、質疑応答・意見交換を行い、委員から賛同が得られた。
  - ・ 第3回熱中症対策推進検討会において、検討の方向性を確認
  - ・ 6月以降開催のワーキンググループにおいて各論や詳細などを議論し、素案を作成
  - ・ その上で、次回以降の検討会において、素案の確認
  - ・ 熱中症対策推進検討会等のスケジュール
  
- 熱中症特別警戒情報に関する今後の検討の方向性について（案）（資料3-1）について事務局から説明し、質疑応答・意見交換を行い、委員から下記の点について賛同が得られた。
  - ・ 資料3-1 p3-5 「熱中症特別警戒情報の発表基準について（案）」
  - ・ 資料3-1 p6 「熱中症特別警戒情報の伝達方法について（案）」

（詳細については、本資料参考にて抜粋参照）

## 2. 熱中症特別警戒情報等に関するスケジュール

- 前回検討会（第3回熱中症対策推進検討会）を踏まえ、  
下記のスケジュールにて議論（赤字部分）

回	時期	議題等
第1回	6月	<p><b>○熱中症特別警戒情報の発表基準（原則部分）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症特別警戒情報の発表基準について</li> <li>・熱中症特別警戒情報の主な伝達経路について</li> </ul>
第2回	7月	<p><b>○国民への伝え方（伝達経路）</b></p> <p><b>○発表のタイミング</b></p> <p><b>○熱中症特別警戒情報の運用に関する指針（案）中間とりまとめ</b></p>
—	9月	第4回熱中症対策推進検討会
第3回	10月	<p><b>○発表基準（例外部分）</b></p> <p><b>○国民への伝え方（平時の準備等）</b></p> <p><b>○名称</b></p>
第4回	11月	<b>○熱中症特別警戒情報の運用に関する指針（案）とりまとめ</b>
—	12～1月	第5回熱中症対策推進検討会
令和6年度以降 (ワーキング・グループ 又は検討会)		<p>○地域性の考慮</p> <p>○予報の精度</p> <p>○政策評価の方法</p>

# (参考) 第3回熱中症対策推進検討会で賛同が得られた事項① (進め方) (資料2-1より抜粋)

## 1. 背景

第2回熱中症対策推進検討会(令和5年2月17日開催)において、今後検討すべき事項として、

- 熱中症特別警戒情報については、名称、発表基準、地域性の考慮(地域毎の発表基準の細分化を含む。)、発表のタイミング、国民への伝え方(平時の準備、伝達経路を含む。)、予報の精度、政策評価の方法
- 指定暑熱避難施設関係については、施設条件(必要な冷房設備の機能を含む。)、運営時間、アクセシビリティ、管理体制、必要な人材、物品、避難者の把握、情報発信

が論点であることを確認した。

## 2. 法施行までに必要な成果物

- 熱中症特別警戒情報の運用に関する指針(国、地方公共団体向け)
- 指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き(地方公共団体向け)
- 指定暑熱避難施設の運営に関する手引き(施設管理者、地方公共団体向け)

## 3. 進め方

本日の検討会において、検討の方向性を確認。6月以降開催のワーキング・グループにおいて各論や詳細などを議論し、素案を作成。その上で、次回以降の検討会において、素案の確認をしてはどうか。

(参考) 第3回熱中症対策推進検討会で賛同が得られた事項② (発表基準)  
(資料3-1 p3-5より抜粋)

1. **原則**：都道府県内におけるすべての暑さ指数観測地点において、

翌日の日最高暑さ指数が〇〇(予測値)に達する場合に原則機械的に発表

(前日午前時点の翌日の予測値で判断し、前日午後に発表を想定)

※〇〇については、

- ・過去に例のない危険な暑さであり、
- ・熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるような、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合の数値を定める。

2. **例外**：上記に関わらず、下記の条件で例外的に発表を検討

(下記状況が判明次第速やかに発表を検討し、リードタイムを踏まえ前日に発表を想定)

(1) 気象庁において、広域的に顕著な高温(気温)の持続が予測される場合

及び

(2) (ア)～(ウ)の社会的状況により人の健康に係る重大な被害が想定される場合

(ア) 搬送困難事例が生じている・生じるおそれのある状況

(イ) 複合災害等により、広域停電や水資源不足が生じている状況

(ウ) その他、時期、地域差、エアコンの普及率、医療供給体制、高齢者・子どもの状況等から甚大な被害が想定される状況

## 1. 発表基準について

### (原則)

- 熱中症警戒アラートと同様、原則として、暑さ指数（WBGT）で判断することとしてはどうか。
- 現在は、翌日の予測暑さ指数の都道府県単位（府県予報区等）の最高値を使っているが、熱波は広域性であること、発表単位の地域内全てに指定暑熱避難施設の開放義務がかかることから、原則、翌日の予測暑さ指数の都道府県単位の最低値を使ってはどうか。
- 判断基準となる予測暑さ指数の値としては、熱中症警戒アラートにおいても、熱中症救急搬送者数の大量発生との関係で評価を行ってきたことから、過去に例のない危険な暑さであり、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるような、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合の数値を定めるのはどうか。
- その際、「過去に例のない」ほどの暑さについては、上記のおそれがある場合の数値とみなせるのではないか。

### (例外)

- ただし、広域的に顕著な高温（気温）の持続が予測される中において、現に搬送困難事例が生じている又は生じるおそれのある状況や、複合災害等により広域停電や水資源不足が生じている状況、その他、時期、地域差、エアコンの普及率、医療供給体制、高齢者・子どもの状況等から甚大な被害が想定される状況も勘案する必要があるのではないか。
- この場合、上記の原則基準を下回る場合でも、例外的に、熱中症特別警戒情報を発表することは可能か。  
（上記の状況を迅速に把握する手段は現状あるか。また、総合判断をする方法は確立しているか。）

## 2. 発表のタイミング

- 暑さ指数は当日を含め3日目まで予測可能であるが、現行アラートは前日にのみ判断している。
- このため、現行アラートと同様、特別警戒情報についても前日の予測値で判断することとしてはどうか。

## 3. 地域単位について

### (背景)

- 改正適応法においては、環境大臣から都道府県知事、都道府県知事から市町村長に「熱中症特別警戒情報」を通知することとしている。そして、指定暑熱避難施設の管理者は、当該指定暑熱避難施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは当該指定暑熱避難施設を開放しなければならないこととなっている。
- ただし、過去の検討会においては、都道府県単位よりも細かい単位を設定することについては、その実現可能性や情報の受け手に対する効果も加味し今後の検討課題とされている。
- さらに、カナダ等における熱波は、非常に多くの自治体を含むように広域的に発生している。

### (方針案)

- 現行の熱中症警戒アラートは、都道府県単位（府県予報区等）において発表されているが、都道府県内をブロック化することや、市町村単位にすることは、以下の点を考慮する必要があるのではないかと。
  - ・熱波は府県の域を超えて広域に発生する。
  - ・暑さ指数の算出の基礎となる気温等のデータについては、平地と山の上など（暑さ指数では海沿いも）地形の影響や、芝生の上とアスファルトの上など設置環境の影響を大きく受けるため、細分化することにより、ある地点の暑さ指数と発表の単位全体の傾向がより乖離する可能性が高い。
  - ・都道府県から市町村への連絡体制や伝達をするシステムを含め新たな導入コストがかかるおそれがあり、令和6年度春の施行には、自治体において、必要な予算や準備が間に合わない懸念がある。
- このため、熱中症特別警戒情報の対象となる地域の単位は、令和6年度の施行の段階では、都道府県単位としてはどうか。

※より早期の予報・発表や、より細かい地域単位での予報・発表については、学会など専門家の研究状況をみながら、改正適応法の施行以降も引き続き検討を継続してはどうか。

## (参考) 第3回熱中症対策推進検討会で賛同が得られた事項③ (伝達方法) (資料3-1 p6より抜粋)

- 改正気候変動適応法においては、環境大臣から都道府県知事、都道府県知事から市町村長に「熱中症特別警戒情報」を通知することとしている。
- 環境大臣から都道府県知事への通知については、環境省担当から都道府県担当宛にメールにて通知を送付し、併せて受領確認を行うこととしてはどうか。
- また、気象庁は、熱中症特別警戒情報が発表された際には、気象に関する今後の見通しや解説を行うための情報の中で熱中症特別警戒情報の発表状況に言及し、サブルートとして発表に協力する。
- 改正適応法では、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないとなっていることから、公式の報道発表も行ってはどうか。
- 熱中症特別警戒情報を発表するタイミングとしては、当該指定暑熱避難施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは当該指定暑熱避難施設を開放しなければならないことから、開放のための準備の時間を確保するため、前日午後に発表するのはどうか。

【熱中症警戒アラート（熱中症警戒情報）】

【熱中症特別警戒情報】

環境省 (メイン)	ホームページ、メール配信システム（登録者向け）	環境省 (メイン)	ホームページ、メール配信システム（登録者向け）
	—		事務連絡（新規）
	—		報道発表（新規）
気象庁 (サブ)	防災情報提供システム（都道府県向け）、 気象情報伝達処理システム（NHK等向け）	気象庁 (サブ)	防災情報提供システム（都道府県向け）、 気象情報伝達処理システム（NHK等向け）